

# いじめ事案の指導の流れ

岐阜市立 華陽小学校  
令和4年4月改定

## いじめの疑いのある情報

**さ** 最悪を想定して  
**し** 慎重に  
**す** 素早く  
**せ** 誠意をもって  
**そ** 組織的に対応する

教師の目撃(日頃の行動観察) 本人からの訴え  
地域からの情報 保護者からの訴え  
児童生徒等からの情報 各種アンケート 等

複数の職員へ報告・相談  
情報をつかんだ職員  
いじめ対策監 支援本部  
直ちに教育委員会へ報告(報告様式&電話)

情報共有

学級担任 必要に応じて校長に各自報告  
いじめ対策監 校長 教頭  
学年主任 生徒指導主事

いじめ対策チームの組織  
関係職員を招集  
組織的対応(流れ、役割等)

**最優先で対応**  
(授業自習可)  
・複数(2名以上)のチームでの聞き取り  
・人手不足の場合、別室待機(職員配置)

**聞き取り I**  
情報元の児童 → 身近な児童(学級、班等) → 被害児童  
被害児童が所属する集団のリーダー → 被害児童

事実確認  
情報集約  
事実認定  
全容把握

校長・教頭

**聞き取り II**  
加害児童 ↔ 被害児童  
共感的な聞き取り

すり合わせをしながら  
**何度でも確認**

事実関係の概ね一致  
家庭連絡 I (事実・今後の動き)  
支援本部 関係機関等

下校時刻までに指導が終わらない場合は  
学担か学主が家庭へ必ず連絡を入れる。

事実確認

個別の加害状況に応じて指導内容は変わるが、意識に迫る指導をする。「行為」のみで終えない

加害児童への指導  
被害児童への支援  
校長 教頭 いじめ対策監  
生き方に関わる指導  
心に寄り添う声かけ

謝罪の会の設定  
家庭連絡 II (概要説明・来校、家庭訪問依頼)

支援・指導

保護者の困り感に寄り添う言葉  
校長 教頭 いじめ対策監  
学校管理下で起きたことについての謝罪を含めて  
加害児童保護者へ  
被害児童保護者へ  
電話で概要説明・来校依頼  
学校で指導の経緯・今後の指導方針  
・修復的正義による本人の意識付け  
・行動-評価(見届け)  
(学級担任・該当学年主任・生徒指導主事)  
電話で概要説明  
家庭訪問で指導の経緯  
今後の指導方針  
・心のケア  
(カウンセリング等)

謝罪の会の設定(学校立会い原則) 支援本部への報告 関係機関との連携

発覚した日のうちにここまで指導を始める。

見届け

組織的・継続的支援  
指導・支援記録の整理・保管・共有・引継ぎ  
校長、いじめ対策監、教頭、生徒指導主事、学年主任、学級担任による繰り返しの見届け  
・本人への聞き取り  
・周りの児童生徒への聞き取り  
・保護者への情報提供と聞き取り

いじめの解消の基本的な考え方: ①いじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも3か月)  
②被害児童(保護者)が心身の苦痛を感じていないこと。(面談等で確認)